

岩手県告示第617号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成28年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
釜石市	釜石市甲子町第15地割、第16地割、橋野町第7地割の一部、第11地割及び唐丹町字花露辺

2 調査期間 平成28年7月6日から平成29年3月31日まで